

下野市景観計画

《検討資料》

目次

1. 景観特性と課題の整理	1
(1) 自然的景観について	1
①眺望景観	1
②河川景観	2
(2) 農村的景観について	4
(3) 都市的景観について	6
①住宅地景観	6
②商業地景観	7
③工業地景観	9
④公園・緑地景観	10
⑤道路・鉄道景観	11
(4) 歴史的景観について	13
①本市の代表的な歴史景観	13
②地域における身近な歴史景観	14
(5) 文化的景観について	16
①伝統行事・イベント景観	16
②特徴的な営みの景観	17
2. 景観計画区域	18
(1) 景観計画区域	18
(2) 景観形成重点区域	19
①景観づくりの進め方	19
②景観形成重点区域の指定の方針	19
3. 良好な景観の形成に関する方針	20
(1) 景観づくりの基本的考え方	20
(2) 景観形成の基本目標	21
(3) 景観構造別の景観形成方針	22
①面的景観	22
②線的景観	23
③点的景観	24

1. 景観特性と課題の整理

景観特性と課題を把握するため、「自然的景観」、「農村的景観」、「都市的景観」、「歴史的景観」、「文化的景観」の5つの視点で整理します。

(1) 自然的景観について

①眺望景観

●景観特性

本市の地形は全体的に平坦であるため、市域外にある八溝山地の南端にある筑波山、日光連山を構成する男体山や女峰山などの稜線が視界の開けた場所から、田園景観や市街地景観の背景として遠望できます。

特に、筑波山や男体山などの山は、小・中・高校の校歌の歌詞に多数含まれ、市民の心象風景として親しまれていると言えます。



筑波山（道の駅しもつけ南から）

【校歌に歌われる景観資源】

歌詞（資源）名	学校名等
富士の高嶺	石橋高
筑波山（筑波嶺）	吉田西小、吉田東小、国分寺東小、南河内中、南河内第二中、国分寺中
男体山	薬師寺小、南河内中、石橋中、国分寺中
二荒山（二荒の嶺）	石橋小、国分寺小、石橋高

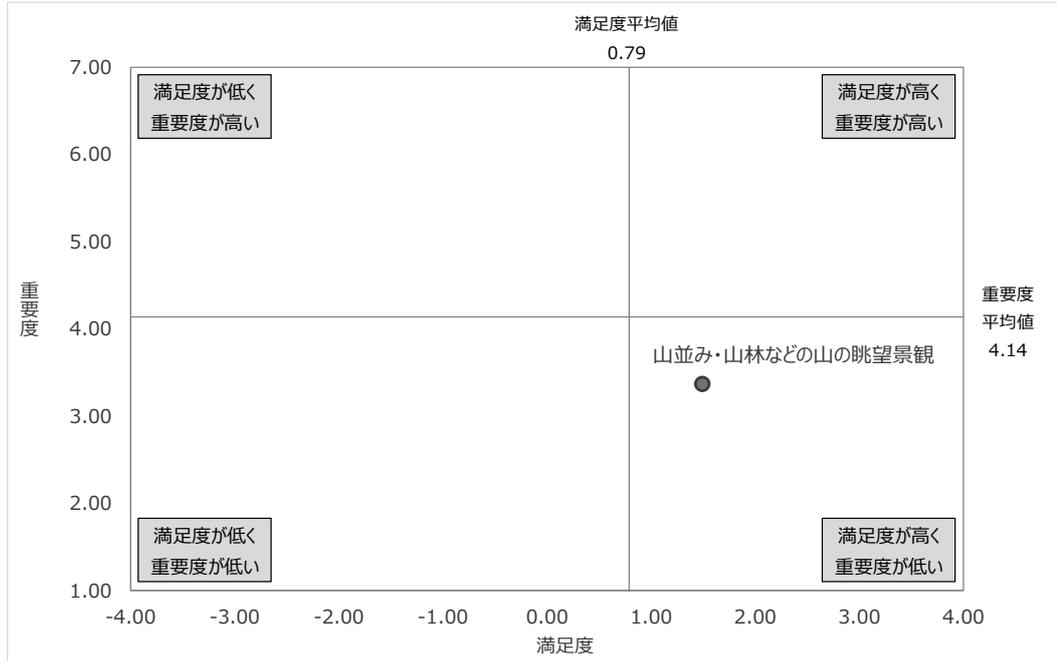
資料：各校歌等

●課題

アンケート調査では、山の眺望景観に対して満足度は平均値を上回っており、現状に対して満足していることがわかります。

今後も、現状の山の眺望景観が損なわれることが無いよう配慮し、良好な眺望景観を保全していく必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



②河川景観

●景観特性

市内には鬼怒川、姿川、新川、田川、武名瀬川、江川の6河川が一級河川として市域の北から南へ流下し、河川敷の一部では桜の植栽や公園が整備され、身近に四季を感じさせてくれる憩いの場となっています。

その他、西川田川が準用河川として指定され、市域を北から南に流下しています。

なお、姿川は「細谷橋周辺の姿川(石橋地区)」及び「古城公園と姿川(国分寺地区)」が「とちぎの道と川百選」に選ばれています。

特に、姿川や田川、鬼怒川などの河川は、小・中・高校の校歌や下野市歌の歌詞に多数含まれ、市民の心象風景として親しまれていると言えます。



姿川（細谷堰）

【河川指定状況】

水系	河川名	区分	備考
利根川水系	鬼怒川	一級河川	
	姿川	一級河川	とちぎの道と川 100 選
	新川	一級河川	
	田川	一級河川	
	武名瀬川	一級河川	
	江川	一級河川	
	西川田川	準用河川	

資料：栃木県河川図

【校歌や市歌に歌われる景観資源】

歌詞（資源）名	学校名等
鬼怒川（鬼怒のほとり）	吉田東小、南河内中、石橋高
姿川	細谷小、石橋中、下野市歌
田川	薬師寺小
思川	旧国分寺西小

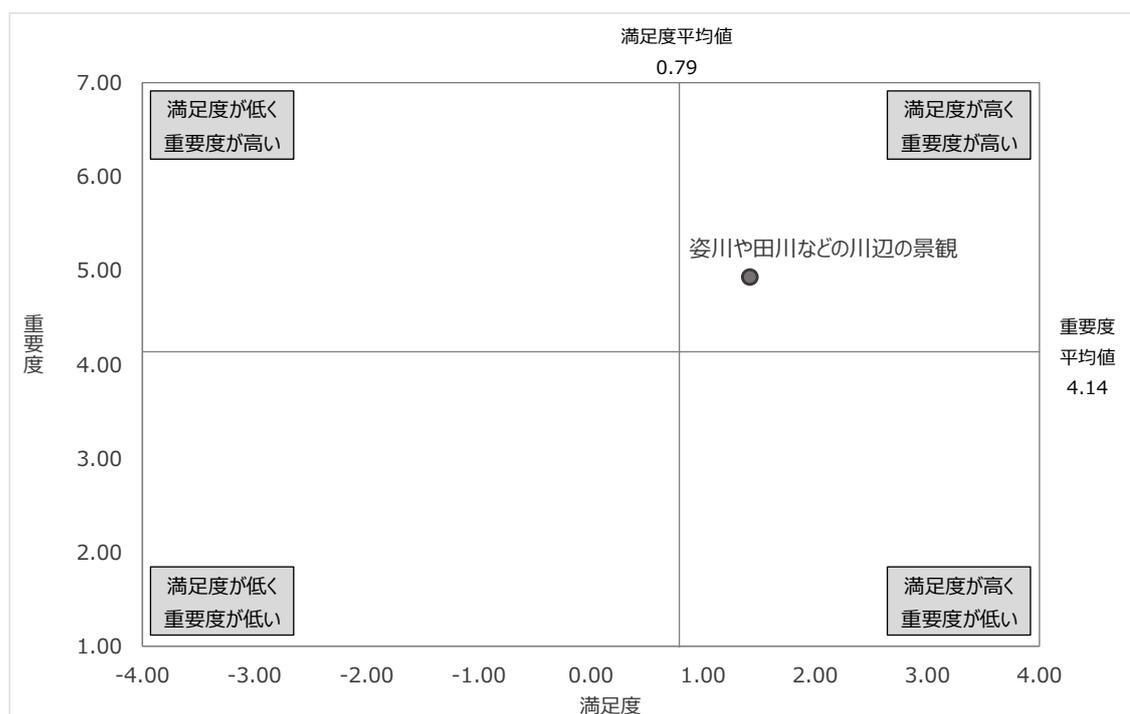
資料：各校歌等

●課題

アンケート調査では、姿川や田川などの川辺の景観に対して満足度・重要度とも平均値を上回っていることから、更なる魅力の向上が求められています。

また河川敷の一部では、ごみのポイ捨てや下草の繁殖などにより良好な水辺景観が損なわれており、河川の適切な維持管理を求める意見が多いことから、今後は良好な河川景観づくりに向けた取組等について検討する必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



(2) 農村的景観について

●景観特性

河川沿いの低地に広がる田園には、農家住宅が農地と一体となった景観を形成しています。

また台地に広がる畑地には、農家住宅と夕顔畑を主とした農地、まとまった平地林と一体となった景観を形成しています。

まとまった平地林の多くは、コナラやアカマツなどの雑木で形成されています。

これらの広がりや奥行きのある農村景観は、市域の大部分を占めており、市民にとって身近に四季を感じさせてくれる本市の原風景といえます。

特に、仁良川地区、下古山地区及び柴地区の田園は、栃木県が美しく豊かな“とちぎのふるさと田園風景”を後世へ継承するため県民等から募集した「とちぎのふるさと田園風景百選」に選ばれています。



南河内地区仁良川の農村景観



国分寺地区川中子の農村景観

●課題

アンケート調査では、田園や平地林などの景観に対する重要度は平均値を若干下回っていますが、本市の原風景であることから、今後も適切に保全していく必要があります。

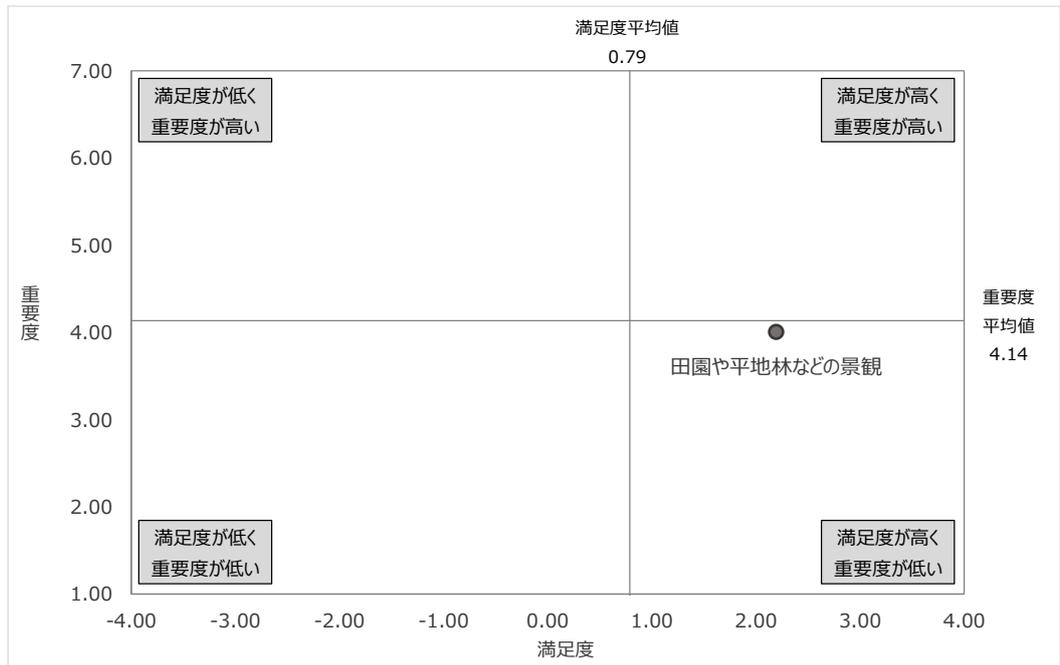
また、農地に囲まれた集落地においても、周囲の自然と調和した景観を維持・継続していく必要があります。

一部の耕作放棄地や荒廃した平地林では、適切な維持管理を求める意見も多数あることから、今後は良好な農村景観づくりに向けた取組等について検討する必要があります。

平地林や耕作放棄地に設置される太陽光発電施設は、良好な農村景観を阻害する要因の一つとなるため、周囲の景観に配慮したルールを検討する必要があります。

見通しのきく道路沿道に設置されている屋外広告物により、良好な眺望景観が損なわれている場合があることから、規模や形態・意匠や掲出に関するルールとなる市独自の屋外広告物条例の制定について検討する必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



(3) 都市的景観について

①住宅地景観

●景観特性

土地区画整理事業は、7 地区が完了し、仁良川地区、石橋駅周辺地区が現在施行中です。施行中も含めた全地区の面積は 505.0ha であり、良好な住宅地景観が形成されています。

9 地区のうち 2 地区において地区計画制度を活用したまちづくりが行われており、各地区の特性に応じて、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限など、ゆとりのある良好な住環境の形成を図るためのルールを定めています。



グリーンタウン



下古山地区

【土地区画整理事業の整備状況】

事業名	面積(ha)	施行期間	整備状況	備考
仁良川土地区画整理事業	91.4	H 7～R 6	施行中	地区計画
自治医科大学周辺土地区画整理事業	182.0	S56～H 6	完了	地区計画
駅前火災復興土地区画整理事業	6.5	S28～S40	完了	
上大領土地区画整理事業	17.8	S42～S46	完了	
下古山土地区画整理事業	60.4	S55～H27	完了	
石橋駅周辺土地区画整理事業	5.5	S63～R 3	施行中	
小金井駅東土地区画整理事業	53.5	S46～S52	完了	
小金井駅西・北部土地区画整理事業	33.1	S54～H 9	完了	
小金井駅西・南部土地区画整理事業	52.5	S61～H15	完了	

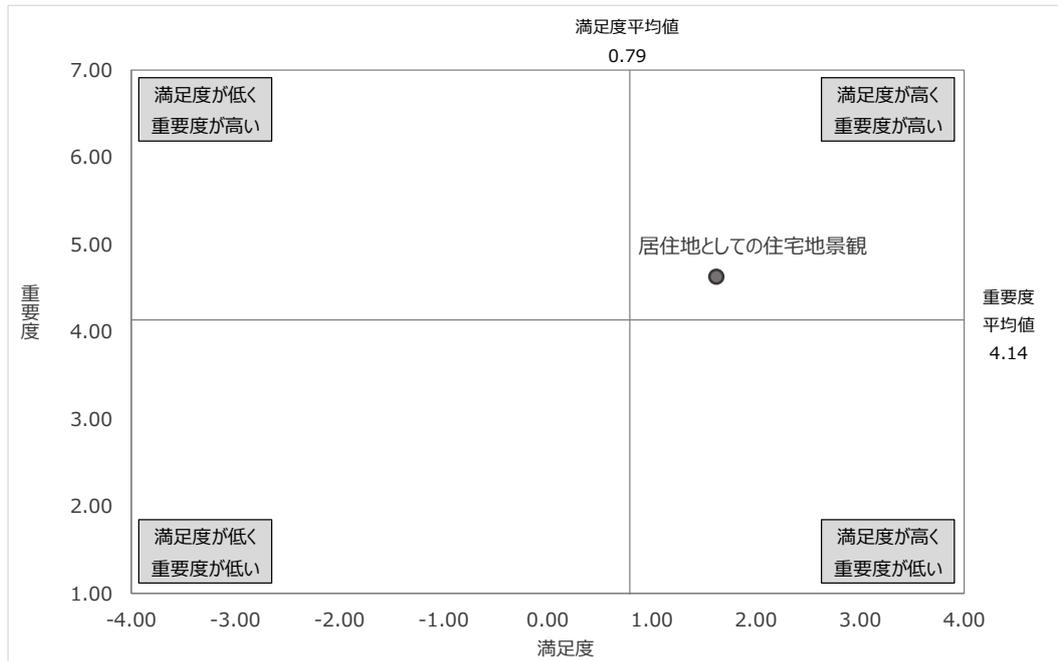
資料：下野市の土地区画整理等

●課題

アンケート調査においても、居住地としての住宅地景観に対して満足度・重要度とも平均値を若干上回っているところであり、更なる魅力の向上が求められています。

無電柱化が実施されていない地域では、電柱・電線により、街並みに雑然とした印象を与えている場合もあります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



②商業地景観

●景観特性

本市の中心商業地は J R 自治医大駅周辺であり、県道小山下野線や県道自治医大停車場線沿道には、沿道型商業施設が立地し賑わいのある景観を形成しています。

J R 石橋駅周辺は、主として住宅と飲食店やクリーニング店等の個人商店が立地している中に、空店舗が混在しています。

J R 小金井駅周辺は、主として住宅と郵便局や銀行等の事務所、個人商店が立地し、西口周辺では空き店舗が混在しています。

そのほか、新 4 号国道沿線に立地する道の駅しもつけは、連日多くの利用者で賑わいのある景観を形成しています。



自治医大駅東口周辺



道の駅しもつけ

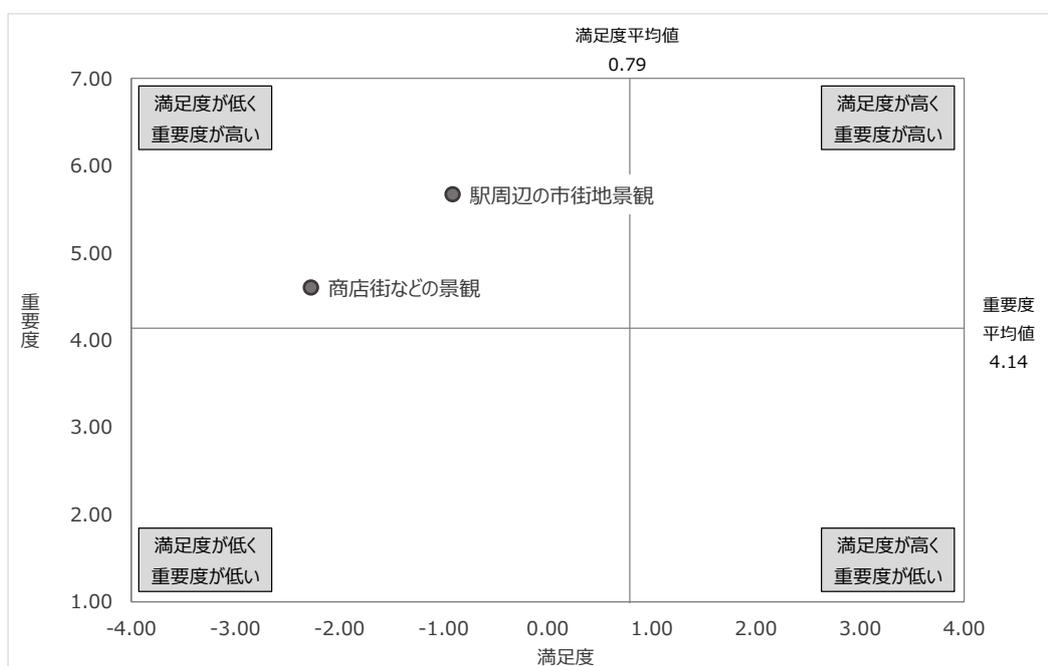
●課題

大規模小売店の台頭や後継者不足等により、個人商店の廃業が進み、空店舗や空地が増加し、良好な市街地景観が損なわれている場合があります。

市街地の幹線道路沿道に設置される屋外広告物では、規模・配置や意匠、色彩などがバラバラで雑然とした印象を与えていると見受けられることから、秩序ある屋外広告物の規模や形態・意匠や掲出に関するルールについて、市独自の屋外広告物条例の制定について検討する必要があります。

アンケート調査においては「駅周辺の市街地景観」と「商店街などの景観」に対して満足度は低く、重要度が高く、強く改善が求められていることから、今後は、魅力的な景観を形成する必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



③工業地景観

●景観特性

南河内地区には、西坪山工業団地、下坪山工業団地が、石橋地区には、石橋第一工業団地、石橋第二工業団地、石橋第三工業団地が、国分寺地区には、柴工業団地が造成されています。また、現在、西坪山工業団地に隣接して新たな工業団地が造成される予定です。

市内の工業団地は、周囲に緑地が配置され、周辺環境に配慮した景観が形成されています。

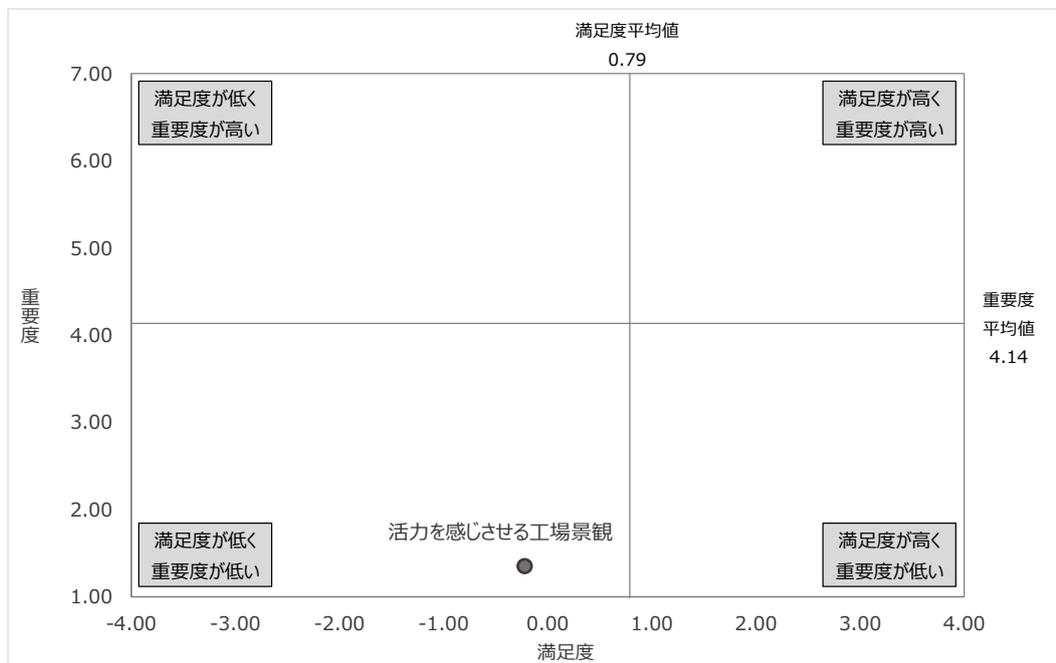


石橋第二工業団地

●課題

アンケート調査では、工業地景観に対する満足度は平均値を若干下回っており、重要度も平均値を大きく下回っていることから、今後も周辺環境に配慮した景観形成を維持していく必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



④公園・緑地景観

●景観特性

天平の丘公園は、下野国分寺・国分尼寺跡地やしもつけ風土記の丘資料館を包括した歴史薫る公園で、栃木県有数の桜の名所でもあり、天平の花まつり期間は20万人以上の方が訪れる公園です。



天平の丘公園

三王山ふれあい公園は、古墳と平地林を活かした公園として、約10haの敷地内には高さ10mの築山を中心に、オートキャンプ場やドッグラン、遊具など様々な設備を完備した公園です。

グリムの森は、雑木林を活かした園内にドイツをイメージして造られた建物や庭園が整備された公園です。

これらの公園は、本市を特徴づける景観の1つになっています。

その他、市街地内には、多くの街区公園が整備されており、地域住民の憩いの場として良好な景観が形成されています。

【公園等整備状況】

項目	南河内		石橋		国分寺		下野市(計)	
	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数
街区公園	3.44	14	2.35	6	4.79	12	10.58	32
近隣公園	5.39	3			2.39	2	7.7	5
地区公園	6.30	1			7.26	1	13.56	2
運動公園			14.21	1			14.21	1
都市公園計	15.13	18	16.56	7	14.44	15	46.13	40
広場等	18.03	15	10.05	49	37.89	22	65.97	86
運動場等	19.55	12	18.26	6	1.09	5	38.90	23
その他	12.34	11	1.61	1	2.54	6	16.49	18
公共公益施設の植栽地	2.77	10					2.77	10
合計	67.82	66	46.48	63	55.96	48	170.26	177

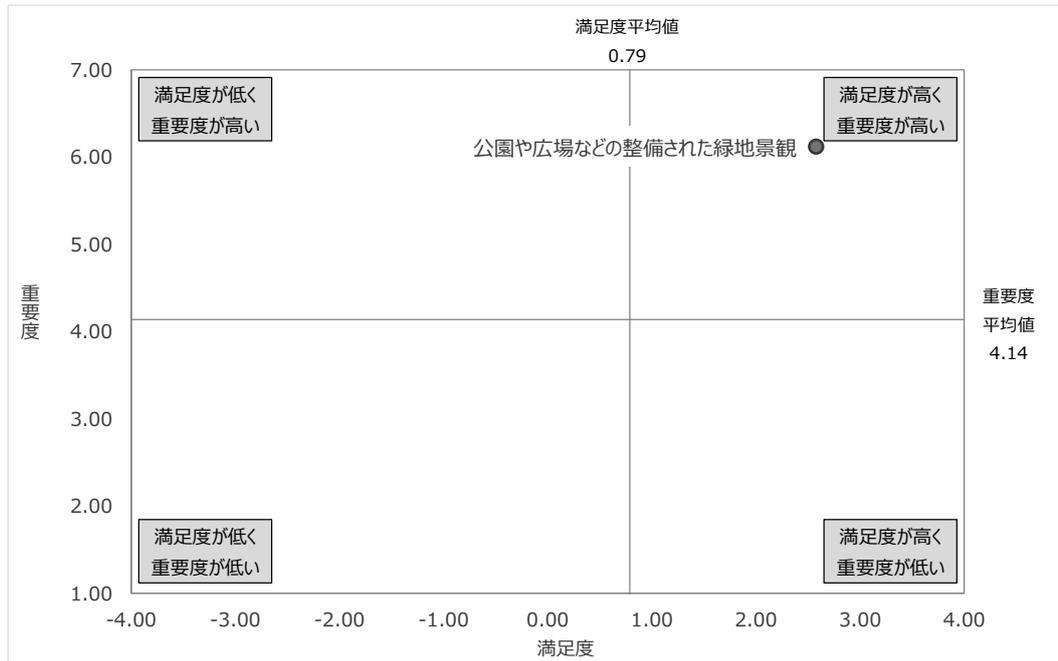
資料：都市計画課

●課題

アンケート調査では、公園や広場などの整備された緑地景観に対して満足度・重要度とも平均値を大きく上回っており、本市の誇る大切な景観として、更なる魅力の向上が求められ、今後も緑の景観を保全・活用していく必要があります。

一部の公園・緑地では、維持管理の仕方によっては憩いの場である良好な公園・緑地景観が損なわれている場合があることから、より適切な維持管理に向けて検討する必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



⑤道路・鉄道景観

●景観特性

高速道路として、北関東自動車道が市内の北部を横断しており、現在スマート I.C.の整備が進められています。本市の骨格を形成する道路として、国道 4 号・新 4 号国道 2 本が市域を南北に縦断し、国道 352 号をはじめ県道及び市道が東西に横断し、市民生活を支える軸となる道路景観を形成しています。



都市計画道路小金井自治医大線

自治医科大学附属病院から南進する道路（都市計画道路小金井自治医大線）

の一部区間では無電柱化が行われ、開放感のある道路景観が形成されています。

特に、国道 352 号の「石橋バイパス」については、「とちぎの道と川 100 選」にも選ばれおり、その他、歩行者専用道路である「ゆうがおどおり」についても「とちぎの道と川 100 選」にも選ばれています。

また鉄道として、J R 宇都宮線が運行しており、市内には石橋駅、自治医大駅、小金井駅 3 駅があり、市民生活を支えています。

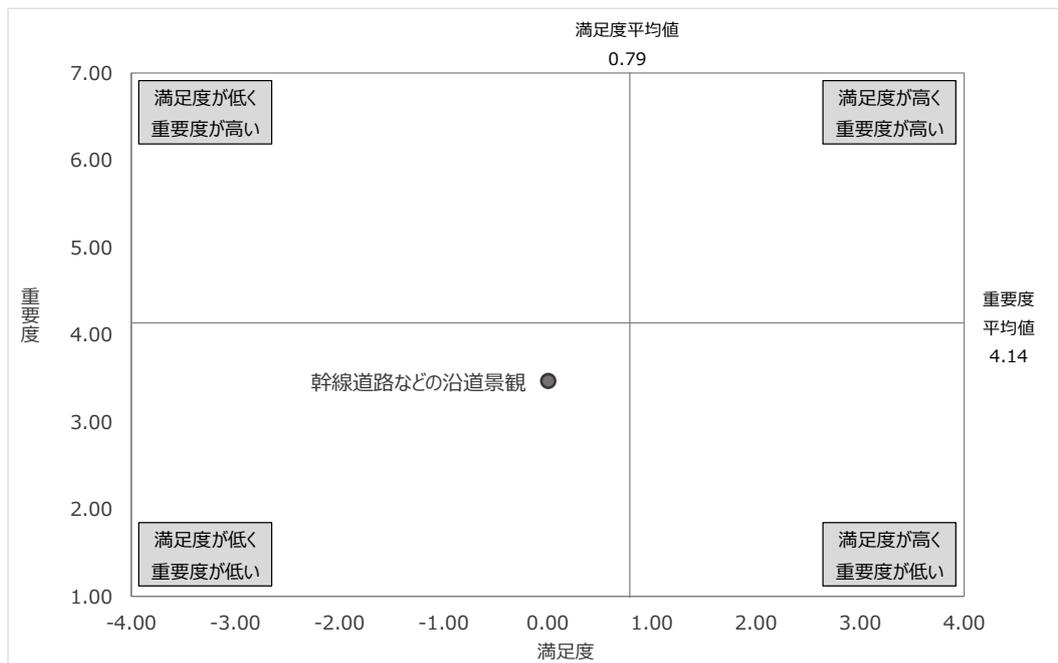
そのほか、JR 宇都宮線と並走する東北新幹線の高架は、軸となる鉄道景観を形成しています。

●課題

アンケート調査では、幹線道路などの沿道景観に対して満足度・重要度とも平均値を若干下回りますが、道路は景観を捉える視点場としてだけではなく、視対象でもあることから、良好な景観の形成を図る必要があります。

一部の道路では、景観を損ねる街路樹の剪定方法や屋外広告物の乱立、眺望への配慮に欠けた設置などにより、道路景観が損なわれることもあることから、適切な維持管理に向けて、市独自の屋外広告物条例の制定などについて検討する必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



(4) 歴史的景観について

①本市の代表的な歴史景観

●景観特性

市内には指定文化財として、国指定文化財 6 件、県指定文化財 13 件、市指定文化財 88 件があります。これらの文化財のうち、景観に関係する建造物は 4 件、史跡は 12 件、天然記念物は 4 件となっており、それぞれ歴史を感じさせる景観を形成しています。

特に、古代東国の仏教文化を代表する寺院跡である下野薬師寺跡、下野国分寺跡・国分尼寺跡が所在します。これらの史跡は発掘調査とともに史跡整備が行

われ、現在、史跡公園として人々に憩いの場を提供しています。史跡の周囲には古墳などが契機となって形成された平地林が残されており、市を代表する歴史的景観が広がっています。

なお、児山城跡（石橋地区）、薬師寺八幡宮（南河内地区）、国分尼寺の八重桜（国分寺地区）は、「とちぎの景勝 100 選」に選ばれています。



下野国分寺跡

【景観に関係する指定文化財】

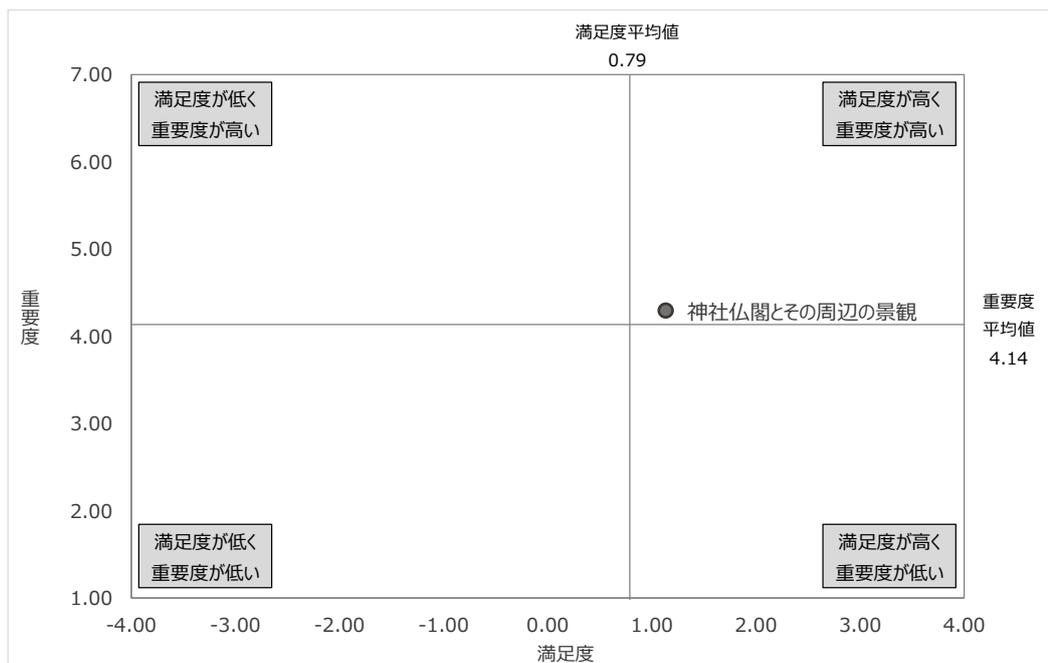
指 定	種 別	名 称	場 所
国指定	史 跡	下野国分尼寺跡	国分寺
	史 跡	小金井一里塚	小金井
	史 跡	下野薬師寺跡	薬師寺
	史 跡	下野国分寺跡	国分寺
県指定	建造物	八幡宮本殿及び拜殿	薬師寺
	史 跡	愛宕塚古墳	国分寺
	史 跡	丸塚古墳	国分寺
	史 跡	児山城跡	下古山
	天然記念物	龍興寺のシラカシ	薬師寺
市指定	建造物	金井神社本殿	小金井
	建造物	八幡宮本殿	川中子
	建造物	六角堂	薬師寺
	史 跡	オトカ塚古墳	紫
	史 跡	北台遺跡	川中子
	史 跡	道鏡塚（古墳）	薬師寺
	史 跡	鑑真和尚之碑	薬師寺
	史 跡	藤麿墳	薬師寺
	天然記念物	薬師寺八幡宮のケヤキ	薬師寺
	天然記念物	満福寺のツバキ	仁良川
	天然記念物	満福寺のムクロジ	仁良川

資料：下野市文化財台帳

●課題

アンケート調査では、寺院跡や古墳などの史跡とその周辺の景観に対して満足度・重要度とも平均値を上回り、更なる魅力の向上が求められていることから、今後も良好な歴史的景観を保全・活用していく必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



②地域における身近な歴史景観

●景観特性

市内には、文化財として指定又は登録されている近世・近代の社寺や住宅が所在しているほか、未指定の歴史的建造物として農家住宅や蔵などが残されており、地域における身近な歴史的景観を形成しています。

特に、天平の丘公園内に移築保存され、民俗資料館夜明け前として親しまれている旧山中家住宅は、令和2年7月に国登録有形文化財(建造物)に登録されました。

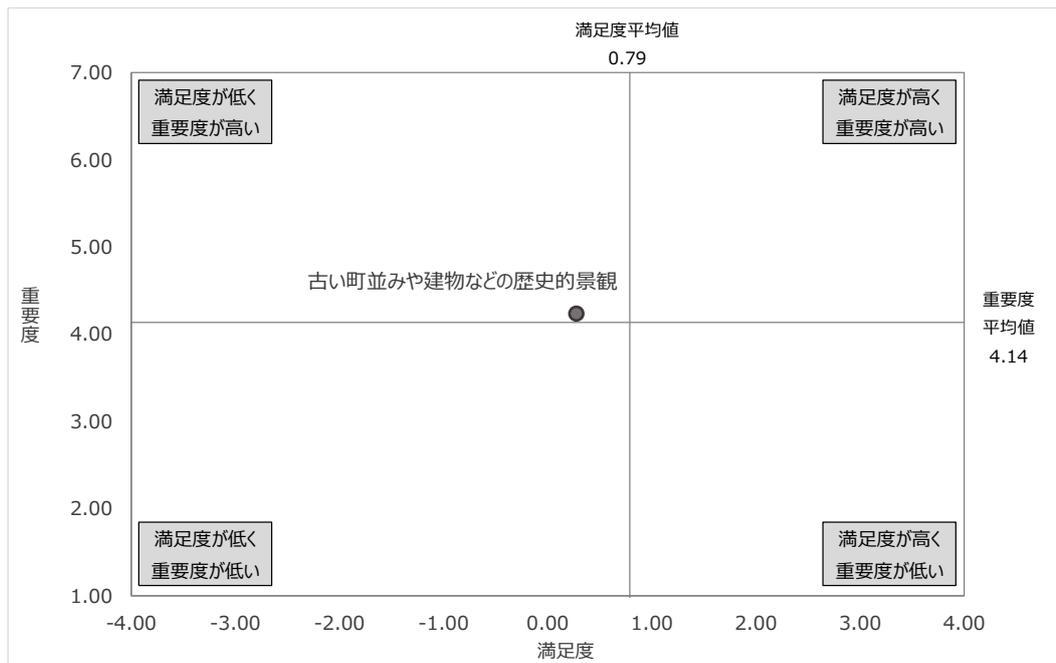


旧山中家住宅（民俗資料館夜明け前）

●課題

アンケート調査では、古い町並みや建物などの歴史的景観に対して満足度は平均より若干低く、重要度は平均値を若干上回り、改善が求められていることから、今後は良好な歴史的景観を形成していく必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



(5) 文化的景観について

① 伝統行事・イベント景観

● 景観特性

市内には、「天王様」と呼ばれて親しまれている八坂祭や太々神楽などの伝統芸能のほか、無病息災を願って行われている茅の輪くぐり、豊作祈願を目的としたワラデッポウなどの地域で受け継がれてきた伝統行事が存在しており、それぞれの地域で賑わいのある景観を形成しています。

その他にも、先人たちが守ってきた祭りや郷土芸能のほか、桜まつりなどの身近なイベントが多数開催されており、ある一定の時期、それぞれの地域の特性ある景観を形成しています。

なお、天平の花まつり、三体地藏尊大縁日は、「とちぎのまつり 100 選」に選ばれています。



八坂祭（石橋愛宕神社）

【主な祭り・郷土芸能】

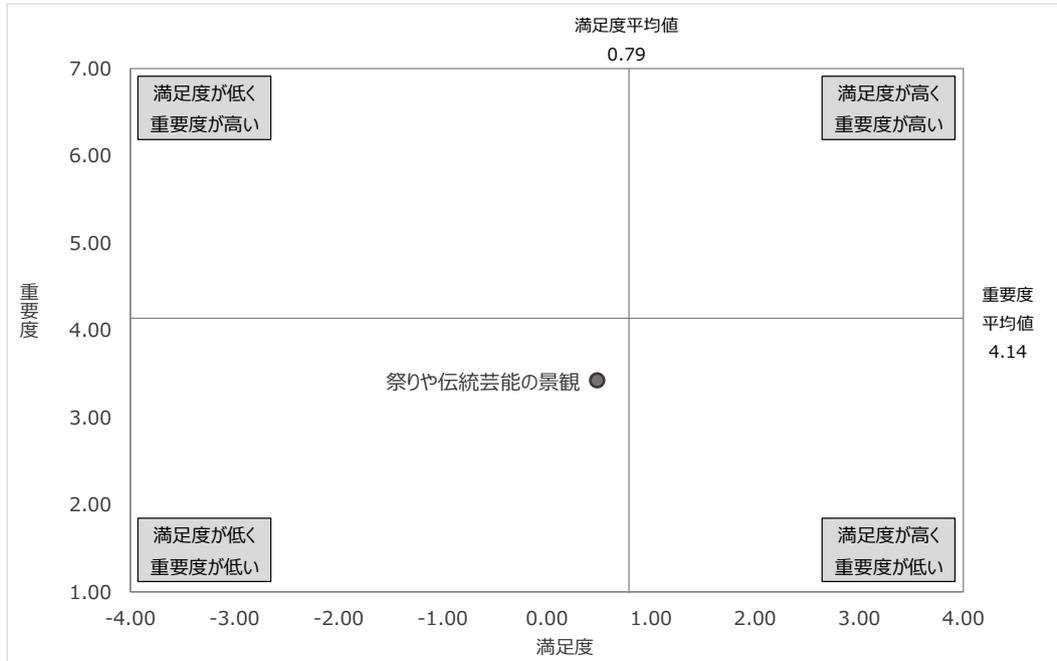
名称	開催場所	開催日
下野薬師寺跡史跡まつり	下野薬師寺歴史館ほか	3月上旬
天平の花まつり	天平の丘公園	3月20日～5月の連休最終日
橋本神社祈年祭	橋本神社	4月15日前の日曜
下古山星宮神社太々神楽	星宮神社	4月10日前後の日曜
薬師寺（旧安国寺）の花まつり	薬師寺（旧安国寺）	5月4日
しもつけかんぴょうまつり	道の駅しもつけ	7月下旬土曜日
薬師寺八幡宮祇園祭	薬師寺八幡宮	7月第2・第3日曜日
石橋愛宕神社「八坂祭」	石橋愛宕神社、石橋中央通り	7月第3土・日曜
吉田八幡宮八坂神社夏祭り	吉田八幡宮	7月15日前後の土・日曜
金井神社八坂祭	金井神社	7月15日前後の日曜日
下古山星宮神社八坂祭	下古山星宮神社	7月第3土曜
大般若会	龍興寺	7月28日
大祓式（千灯万灯祭）	薬師寺八幡宮	7月31日
茅の輪くぐり	磯部神社	7月31日
古山のかかし祭り	星宮神社旧参道沿い	8月中旬～9月中旬
三体地藏尊大縁日	開雲寺	9月秋彼岸中日
ワラデッポウ	吉田地域	15夜、13夜
薬師寺八幡宮秋祭り	薬師寺八幡宮	11月2、3日
天平の芋煮会	天平の丘公園花広場	11月第1日曜
柴燈大護摩供法要・火渡り式	開雲寺	11月第3土曜

資料：下野市イベントカレンダー等

●課題

アンケート調査では、祭りや伝統芸能の景観に対して満足度・重要度とも平均値を下回りますが、これらは本市を特徴づける景観のひとつになっていることから、今後も大切に継承・活用していく必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



②特徴的な営みの景観

●景観特性

本市を代表する特産品である干瓢は、今から約300年前、壬生藩主の鳥居忠英が、滋賀からお国替えになったときに、かんぴょうの種を取り寄せ、「下野の国」に広めたのが始まりと伝えられています。

原料となる夕顔の真っ白な花が咲き乱れる畑や夕顔の実をむく音、農家の庭いっぱいにもいた実を竹竿に並べて干した風景、そして干瓢を加工する時の独特な香りが一体となって、本市を特徴づける景観の一つになっています。



夕顔の実を乾燥させる様子

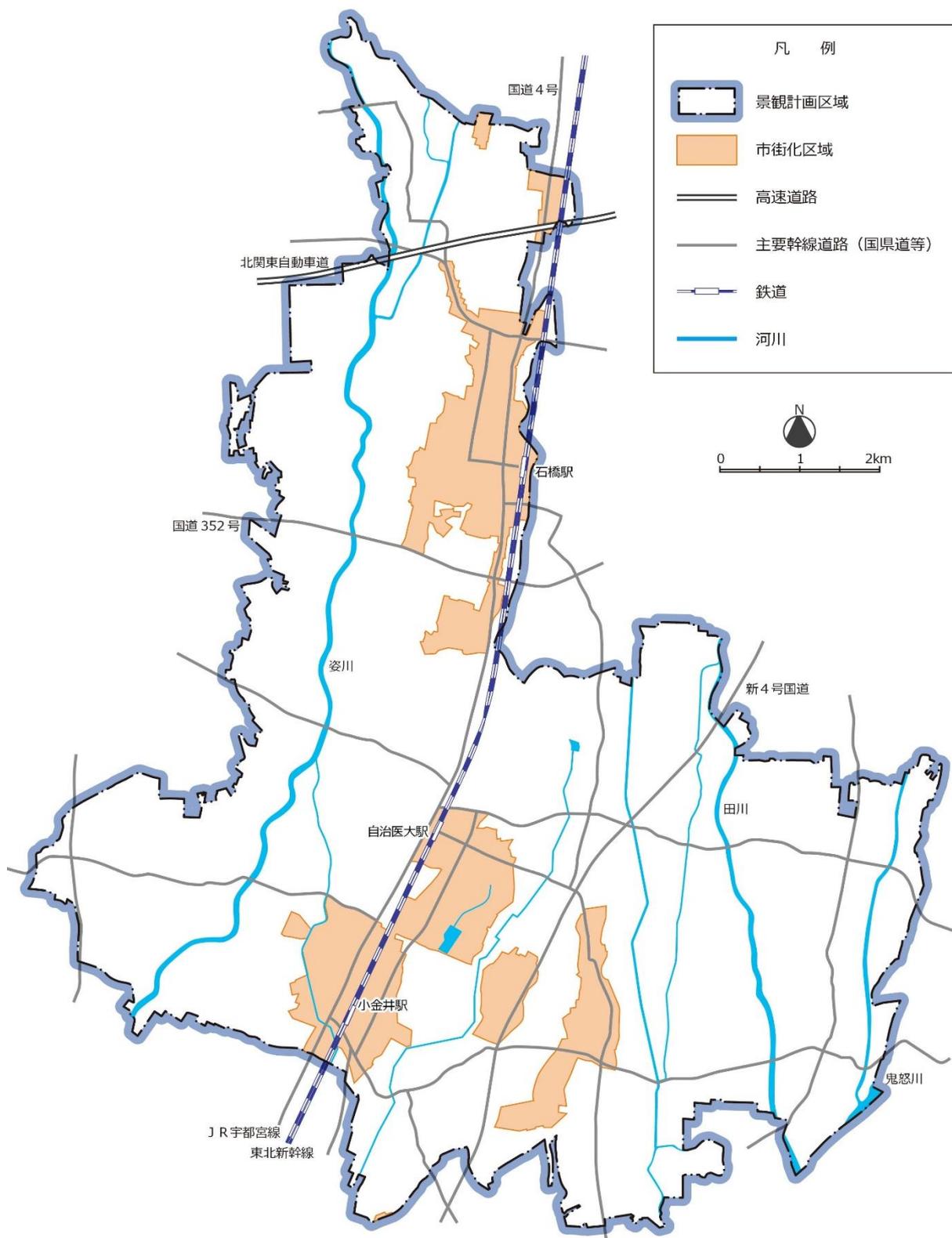
●課題

生産量日本一を誇る干瓢ですが、後継者不足など年々、生産量が減少しており、小学生へのかんぴょう剥き体験などを通じて、特産品である干瓢への関心や愛着を深め、今後も大切に継承・活用していく必要があります。

2. 景観計画区域

(1) 景観計画区域

市内全域において、一定の基準により建築物等の誘導を進めることにより良好な景観を形成する必要があることから、景観計画区域は市域全域とします。



(2) 景観形成重点区域

①景観づくりの進め方

本市における景観づくりを進めるにあたっては、市民の意向を踏まえるとともに、理解を得ながら、段階的に充実させていくこととします。

下野市全域を景観計画区域として緩やかに景観誘導を図るとともに、地域住民や事業者等との協働により、地域の特性に応じたきめ細かな景観形成を図るべき区域として景観形成重点区域を指定するものとします。

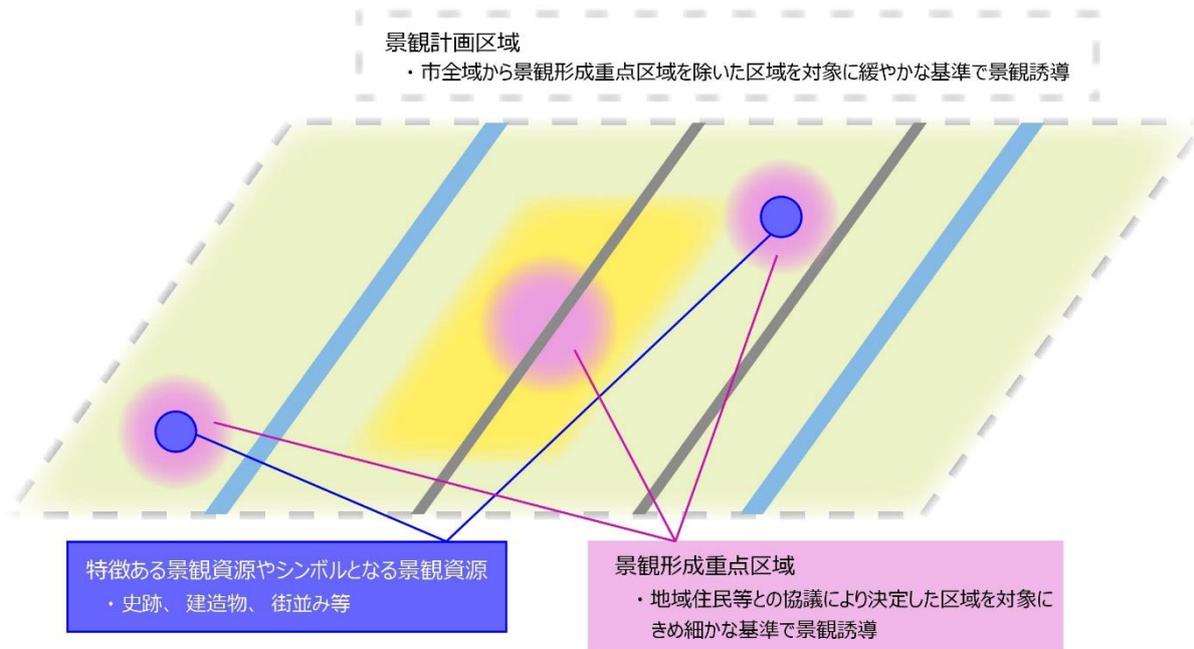
②景観形成重点区域の指定の方針

景観形成重点区域として指定する区域は、次に掲げる地域住民等の理解が得られた地域とします。

- 特徴ある景観や地域のシンボルとなっている景観を有する地域
- 魅力ある新たな景観の創出を目指す地域
- 地域住民の発意により、継続的な景観づくりを行う地域

その指定に当たっては、地域住民等の意向に加えて、景観に関する専門家等の意見も踏まえ、当該地区の景観形成の目標を定めるほか、景観形成方針、景観形成基準（形態・意匠、色彩、緑化等）を定めることとします。

【景観形成重点区域のイメージ】



3. 良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観づくりの基本的考え方

本市は、関東平野の北部、栃木県の中南部に位置し、都心から約 85km 圏にあり、首都圏の一端を構成しています。市域の東に鬼怒川と田川、西に思川と姿川が流れる高低差のあまりない、古来より平坦で優良な農地や平地林が広がり、その背景には日光連山や筑波山などの市域を越えた山並みの眺望も可能にしており、豊かな自然景観に恵まれています。

また、古墳から飛鳥・奈良時代にかけての東国を代表する下野薬師寺跡や下野国分寺・尼寺跡などの史跡とともに、日光街道の宿場町として往時の面影を残す小金井一里塚、慈眼寺や開雲寺など多くの歴史的景観を有しています。

一方、市の骨格となる JR 宇都宮線の 3 駅（小金井駅・自治医大駅・石橋駅）周辺や国道 4 号・国道 352 号など主要幹線道路沿道に市街地が形成され、特に自治医大駅周辺は居住環境の整った良好な市街地が形成されています。

本市の将来像は、市民、事業者、行政が協働し、豊かな自然や先人が築いた歴史・文化を守り・活かしながら、その上に、暮らしの場として魅力的で誇りを持てるまちを創り、次世代へ引き継ぐことを目指します。

将来像 (案)

案 1

人・自然・文化が織りなす風土を 未来へつなぐ 下野市

案 2

受け継がれてきたかけがえのない風土を みんなで守り・育む 景観創造都市

案 3

かけがえのない風土を大切にし みんなで未来へつなぐまち しもつけ

(2) 景観形成の基本目標

基本目標1 地域の特性を活かした個性のある景観づくり

景観を構成している要素を大きく分けると、ベースとなる地形や植生などから、建築物や工作物、地域で暮らす日々の営みに分けることができます。これらの景観要素の状態は、地域により「守り・引継ぎたい」、「活かしたい」、「整えたい」、「創りたい」など異なるため、地域の特性に応じた景観づくりを行うことが重要になります。

このため、それぞれの地域における景観づくりのあり方、場所に合った景観の見せ方、活かし方などについて検討し、個性のある景観づくりを進めます。

基本目標2 次世代へつなぐ継続的な景観づくり

景観は長い時間をかけて、日々の暮らしの中で少しずつの変化を伴いながら積み重ねられていくものです。そして景観づくりは、地域全体で、子供から高齢者までの世代を超えて、息長く取り組むことが重要になります。

このため、市民・事業者・行政が適切な役割分担と連携を図るとともに、地域の個性を活かした景観づくりを行うことについて、積極的に普及啓発を図ります。特に、地域の将来を担う子供たちの理解と愛着が深まるように努めていきます。

基本目標3 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

景観に影響を与える建築物や工作物、屋外広告物などは、市民・事業者・行政が行うものです。これらの行為を周囲の景観に配慮して行うよう心がけるのも市民・事業者・行政になります。その意味から、良好な景観形成に向けた景観づくりは、それぞれが主体となって進めていく必要があります。

このため、市民・事業者・行政が景観づくりの将来像を共有し、景観づくりに主体的な関りを持ち、協働による景観づくりを進めます。

(3) 景観構造別の景観形成方針

①面的景観

景観特性や土地利用としてのまとまりを形成している面的なエリアを「景観ゾーン」として位置づけ、景観形成方針を設定します。

農村景観ゾーン

農村景観ゾーンは、平地に広がる農地と点在する平地林や集落が調和した、広がりのある農村景観の形成を基本とします。

- ・農地・集落の土地利用区分を保持し、広がりのある農村景観を守ります。
- ・平地林の荒廃や耕作放棄地の発生防止など、適切な土地の維持管理を誘導します。
- ・新たな工作物や屋外広告物の設置はできるだけ避け、建築物の建替えなどの際には、集落内および周辺の農地との調和に配慮するよう誘導します。
- ・歴史・文化的景観資源の適切な維持管理に努めるとともに、周辺の建築物や工作物の適切な景観誘導により、魅力ある景観を創出します。

住宅地景観ゾーン

住宅地景観ゾーンは、地域特性を活かした、緑豊かでゆとりのある住宅地景観の形成を基本とします。

- ・良好な住宅地景観の維持保全のため、建築物や工作物の配置・規模、形態・意匠及び色彩などが周辺景観と調和するよう誘導します。
- ・住宅等の敷地や外構の緑化、花植え、空地の利活用など、緑豊かなうるおいある空間づくりを促進します。
- ・屋外広告物はできるだけ設置しないようにし、設置する場合は一定の秩序をもって掲出するよう努めます。

商業地景観ゾーン

商業地景観ゾーンは、駅前の立地条件を活かし、賑わいの創出や地域特性を活かしたルールづくりにより、活性化につながる商業地景観の形成を基本とします。

- ・商店街や沿道商業地における建築物の改修などを促進し、魅力ある街並み景観の創出に努めるとともに、人が集まる工夫を行い、活性化を図ります。
- ・建築物や工作物、屋外広告物の配置・規模、形態・意匠及び色彩などは、周囲の街並み景観との調和に配慮するよう誘導します。
- ・空店舗や空地の有効活用や緑化の推進により、うるおいのある景観を創出します。

工業地景観ゾーン

工業地景観ゾーンは、緑地の適切な維持管理に努め、周囲の農村景観や住宅地景観と調和のとれた、緑豊かな工業地景観の形成を基本とします。

- ・工業団地等では緩衝緑地や団地内緑地の適切な維持管理に努めるとともに、緑化の推進を図ります。
- ・工業団地内の建築物や工作物、屋外広告物の配置・規模、形態・意匠及び色彩などは、周囲の農村景観や住宅地景観との調和に配慮するよう誘導します。

②線景観

本市の景観の骨格をなす北関東自動車道や国道4号等の主要な道路やJR宇都宮線、姿川や田川、鬼怒川などの河川を「景観の軸」として位置づけ、景観形成方針を設定します。

交通景観軸

- ・景観の軸となる道路、鉄道などの周辺では、街並み景観や農村景観に調和するよう建築物や工作物、屋外広告物の配置・規模、形態・意匠及び色彩などに配慮します。
- ・歩道橋などの構造物や占用工作物は、周辺の街並み景観や農村景観と調和した形態・意匠や色彩などに配慮します。
- ・道路や鉄道が良好な視点となる場合は、視点の場としての整備や管理に努めます。

河川景観軸

- ・河川堤防や堰などの構造物や占用工作物は、河川周辺の環境と調和した景観の形成を図ります。
- ・河川堤防や橋梁などの眺望点となる場合は、散策路などの視点場の確保や、うるおいを感じられる良好な河川の維持管理に努めます。

③点的景観

地域のシンボルとなる景観要素を有する場所や特徴的な景観資源が集積している場所を「景観の拠点」として位置づけ、景観形成方針を設定します。

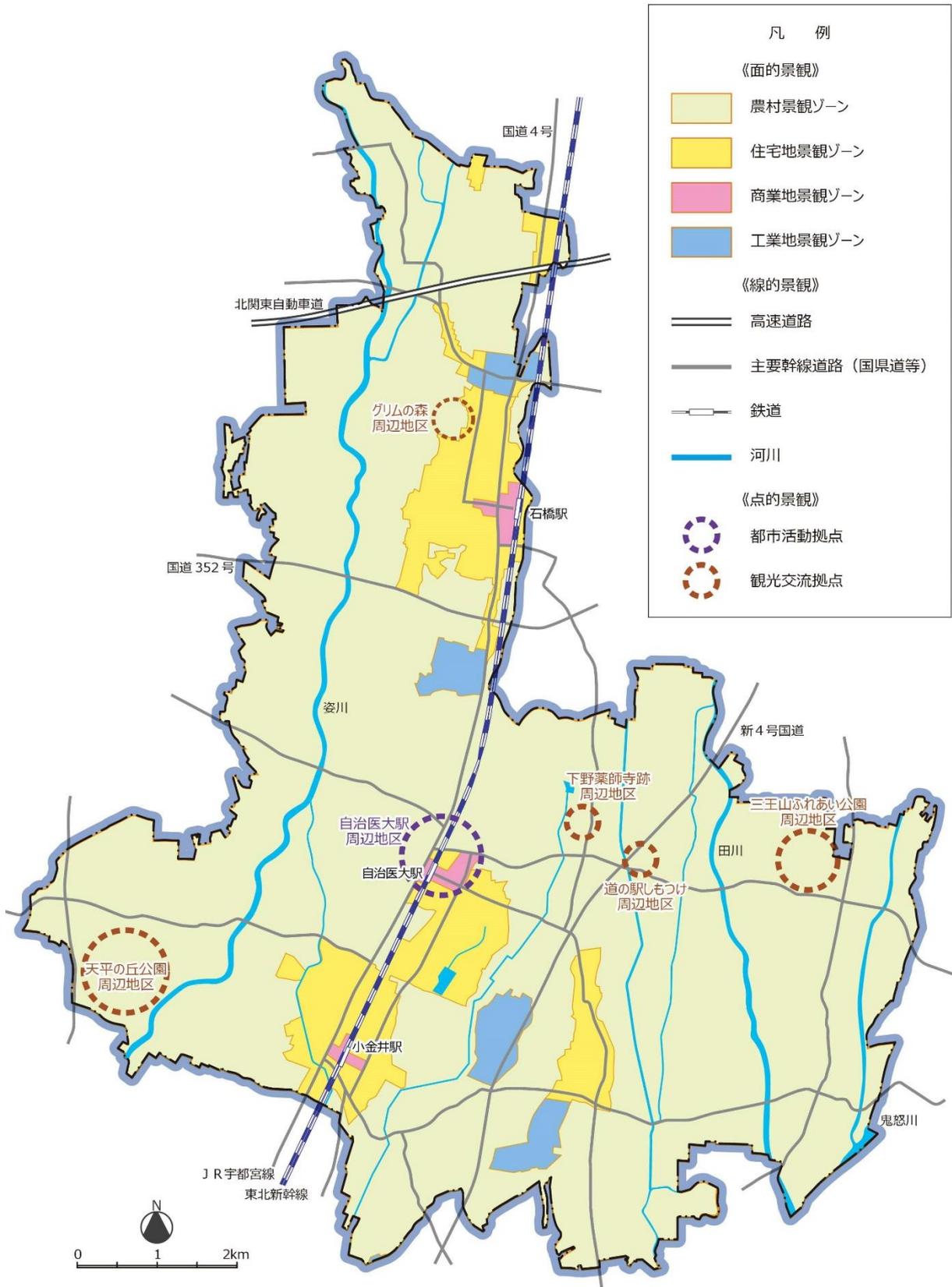
都市活動拠点

- ・本市の玄関口となる自治医大駅周辺を都市活動拠点とし、建築物や工作物、屋外広告物について、配置・規模、形態・意匠及び色彩などに配慮し、本市の顔にふさわしい魅力的な景観づくりに努めます。

観光交流拠点

- ・本市の歴史・文化を感じさせる「下野薬師寺周辺地区」、下野国分寺・国分尼寺跡地など史跡や平地林を活かした「天平の丘周辺地区」、三王山古墳や平地林を活かした「三王山ふれあい公園周辺地区」、新4号国道沿線の「道の駅しもつけ周辺地区」、雑木林を活かした公園とドイツをイメージして造られた建物からなる「グリムの森」を観光交流拠点とし、地区の特性や周辺景観と調和するよう建築物や工作物、屋外広告物の配置・規模、形態・意匠、色彩及び素材などに配慮します。
- ・視対象となる景観資源のある場合には、良好な眺めに配慮した景観の形成に努めます。

【 景観構造図 】



■下野市景観計画の構成（案）

本計画は、良好な景観の形成に関する総合的な指針として、景観法に定める法定事項だけでなく、下野市独自で定める任意事項も含め、次のとおり構成します。

<p>1. 景観特性と課題の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 景観特性と課題の整理：自然的景観、農村的景観、都市的景観、歴史的景観等の分類ごとに景観特性と課題を整理 	第3回検討項目
<p>2. 景観計画の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画区域（法第8条第2項第1号）：市全域を景観計画区域に設定 ● 景観計画重点地区：景観計画区域よりもきめ細かな景観形成を図るべき地区として景観形成重点区域を設定 	
<p>3. 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 景観づくりの基本的考え方：将来の景観像として基本理念を設定 ● 景観形成の基本目標：基本理念に基づき良好な景観形成の基本目標を設定 ● 景観構造別の景観形成方針：景観構造別（ゾーン・軸等）にそれぞれの特性を踏まえて景観形成の方針を設定 	
<p>4. 良好な景観の形成のための行為の制限（法第8条第2項第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 届出対象行為の設定：景観計画区域における「届出対象行為（建築物・工作物等）」を設定 ● 景観形成基準の設定：行為の制限に関する事項として景観計画区域の「景観形成基準（形態・意匠、色彩等）」を設定 	第4回検討項目
<p>5. 良好な景観の形成に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 景観重要建築物及び景観重要樹木（法第8条第2項第3号）：景観重要建築物及び景観重要樹木の指定の方針を設定 ● 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項（法第8条第2項第4号）：市独自の屋外広告物条例の制定に関する方針を必要に応じ設定 ● 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準（法第8条第2項第4号）：道路、公園、河川等について景観重要公共施設の整備の方針や指定の基準を設定 	第5回検討項目
<p>6. 景観づくりの推進方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 景観づくりの進め方：景観づくりを進めていく上での基本的考え方の設定 ● 景観づくりの推進に向けた施策：景観づくりの推進に向けた支援策等を設定 	

赤文字：景観法のもとで定めるべき事項
 紫文字：景観法のもとで定めることが望ましい事項
 青文字：景観法のもとで必要に応じて定める事項

■下野市緑の基本計画の構成（案）

本計画は、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像・目標・施策などを定める基本計画であり、次のとおり構成します。

<p>1. 緑の特性と課題の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緑の機能別の特性と課題：環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能ごとに特性と課題を整理 	第4回検討項目
<p>2. 緑地の保全及び緑化の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緑の基本方針：緑の基本方針を設定 ● 緑の将来構造：緑の将来構造をゾーン・軸・拠点に分類し設定 ● 計画のフレーム：計画の対象区域、人口の見通し、市街地規模を設定 ● 計画の目標水準：緑地の確保目標水準等の設定 	
<p>3. 緑地の配置の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 系統別の緑地の配置方針：環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能ごとに緑地の配置方針を設定 ● 総合的な緑地の配置方針：系統別の緑地の配置方針を踏まえ、総合的な緑地の配置方針を設定 	
<p>4. 緑地の保全及び緑地の推進のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施策の体系：緑の基本方針を基に施策を体系的に設定 ● 緑地の保全のための施策：緑地を維持・保全していくための施策を設定 ● 緑化の推進のための施策：緑の持つ機能や価値を踏まえ、緑の活用・育成していくための施策を設定 	
<p>5. 緑化の推進を重点的に図るべき地区の緑化推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緑化重点地区の設定：緑の基本計画実現に向けて重点的に緑化の推進を図る地区として設定 ● 緑化重点地区の緑化推進計画：緑化重点地区の基本方針を設定し、緑化推進施策を検討 	第5回検討項目
<p>6. 緑の基本計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緑のまちづくり施策の具体化とその推進：緑のまちづくりの進め方等の検討 ● 緑の基本計画の適切で効果的な運用：緑の基本計画の進行管理と見直しについて検討 	